

○審査請求に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 28 年 3 月 29 日岡監第 136 号警察本部長例規)

改正 令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行に伴い、この度、別添のとおり審査請求に関する事務取扱要領を制定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、行政不服審査に関する規程の制定について(通達)(昭和 40 年 4 月 3 日岡務第 49 8 号例規)は、廃止する。

別添

審査請求に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、岡山県公安委員会審査請求手続規程(平成 28 年岡山県公安委員会規程第 1 号。以下「規程」という。)第 30 条の規定に基づき、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する審査請求の審理手続について必要な事項を定めるものとする。

第 2 審理手続

1 審査請求の受理

- (1) 審査請求の受理及び審査に関する事務は、警務部監察課(以下「監察課」という。)において行うものとし、公安委員会に対する審査請求があったときは、審査請求受理簿(様式第 1 号)に必要な事項を記載すること。
- (2) 審査請求書は、処分庁等が公安委員会である場合には 1 通、処分庁等が警察本部長又は警察署長である場合には正副 2 通の提出を求めるものとし、次に掲げる事項について確認を行うこと。
 - ア 審査請求書に行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条に規定する必要な事項が記載されていること。
 - イ 審査請求が、審査請求期間内になされているものであること。
 - ウ 審査請求人が代表者若しくは管理人、総代又は代理人である場合は、その資格を証明する書面が添付されていること。
- (3) 審査請求書が、審査請求に係る処分に関する事務を所管する課(以下「所管課」という。)、警察署等、監察課以外の所属に提出された場合は、所管課等は、審査請

求人に対し、審査請求に関する事務は監察課において行う旨を教示した上で、当該審査請求書を直ちに監察課に送付すること。

2 審査請求書の補正

提出された審査請求書に不備がある場合において、その不備が補正可能なものであるときは、補正を求めるものとし、その補正期間は、補正に相当な期間を要すると認められる特段の事情がある場合を除き、おおむね2週間とする。

3 参加の許可の申立ての取扱い

利害関係人(審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。)から審査請求への参加を求める申立てがあった場合は、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。

- (1) 申立人の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名及び審査請求年月日
- (3) 審査請求人の住所及び氏名
- (4) 参加を求める理由(利害関係を有する理由)

4 弁明書の作成等

(1) 処分庁等が公安委員会又は警察本部長である場合は所管課が、処分庁等が警察署長である場合は当該警察署が、弁明書を作成するものとする。

なお、処分庁等が警察署長である場合は、当該警察署長が行った処分に係る事務を所掌する警察本部の課は警察署に対し、弁明書の作成について必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 弁明書は、正本及び当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を作成すること。

(3) 弁明書は、根拠法令を明示するとともに、処分についての審査請求の場合は処分の内容及び理由を、不作為についての審査請求の場合は処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を具体的に記載すること。

(4) 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、弁明書にこれを添付すること。

ア 行政手続法(平成5年法律第88号)第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

イ 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書

(5) 公安委員会への弁明書の提出期間は、個々の事案に応じて定めるものとするが、おおむね3週間を目安とする。ただし、事案内容が複雑である場合、弁明書の作成のための必要な調査、資料収集等に相当な期間を要する場合等、特段の事情が認められる場合はこの限りでない。

(6) 審査請求人及び参加人に対する弁明書副本の送付手続は、監察課が行う。

5 審査請求人等に対する反論書等の提出要求

(1) 審査請求人又は参加人に対する反論書等の提出要求は、弁明書副本の送付と併せて行い、おおむね3週間の提出期間を設け、提出を求めるものとする。ただし、事案内容が複雑である場合等、反論書等の提出に相当な期間を要すると認められる場合は、この限りでない。

(2) 提出期間内に反論書等が提出されなかったときは、更に期間を設け、審査請求人又は参加人に対し、期間内に提出しない場合は審理手続を終結することがある旨を通知し、改めて提出を求めるものとする。

6 口頭意見陳述の出席者等

(1) 審査請求人又は参加人からの申立てにより、口頭意見陳述を行うときは、監察課長(監察課長に事故あるときは、警務部監察官又は監察課課長補佐)が主宰し、処分庁側の出席者は、所管課の原処分担当者等、申立人側からの審査請求に係る事件に関する質問に適切に回答し得る者とする。

(2) 口頭意見陳述に補佐人とともに出頭することについて許可を求める申立てがあったときは、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。

ア 審査請求人又は参加人の住所及び氏名

イ 審査請求の件名及び審査請求年月日

ウ 補佐人の住所、氏名及び職業

エ 補佐人の同伴を必要とする理由

7 証拠書類等の提出期間の通知

審査請求人又は参加人に対する証拠書類等の提出期間の通知は、反論書等の提出要求の通知と併せて行い、その提出期間は、反論書等の提出期間として定めた期間と同様とする。

8 物件の提出要求の申立ての取扱い

審査請求人又は参加人から書類その他の所持人に対する物件の提出要求の申立てがあったときは、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。

(1) 審査請求人又は参加人の住所及び氏名

(2) 審査請求の件名及び審査請求年月日

(3) 提出を求める物件の名称及び数量

(4) 提出を求める物件の所有者の住所、氏名等

(5) 物件の提出を求める理由

9 証拠書類等の管理

公安委員会に対し、証拠書類等の提出があったときは、証拠書類等保管簿(様式第2号)に必要な事項を記載し、提出人に返還するまでの間、監察課において適切に管理すること。

10 参考人の陳述及び鑑定の中立ての取扱い

(1) 審査請求人又は参加人から参考人の陳述又は鑑定を求める中立てがあったときは、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。

- ア 審査請求人又は参加人の住所及び氏名
- イ 審査請求の件名及び審査請求年月日
- ウ 参考人又は鑑定人の住所、氏名及び職業
- エ 参考人の陳述又は鑑定を必要とする理由

(2) 口頭による参考人の陳述を聴取したときは、規程第 14 条第 2 項の口頭意見陳述録取書に準じ、参考人の陳述内容等を記録した書面を作成すること。

11 検証の中立ての取扱い

審査請求人又は参加人から検証を求める中立てがあったときは、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。

- (1) 審査請求人又は参加人の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名及び審査請求年月日
- (3) 検証する事項
- (4) 検証を求める理由

12 質問の中立ての取扱い

審査請求人又は参加人から質問を求める中立てがあったときは、原則として、当該申立人に対し、次に掲げる事項等を記載した書面の提出を求めること。ただし、口頭意見陳述や審理手続きの中立てに関する意見聴取の場等において、口頭により審査請求人等から質問を求める旨の中立てがあったときは、この限りでない。この場合は、規程第 14 条第 2 項の口頭意見陳述録取書又はこれに準ずる書面に当該中立ての内容等を記載すること。

- (1) 審査請求人又は参加人の住所及び氏名
- (2) 審査請求の件名及び審査請求年月日
- (3) 質問する事項
- (4) 質問を必要とする理由

13 意見の聴取を行ったときの記録

審理手続きの中立てに関する意見の聴取を行ったときは、規程第 14 条第 2 項の口頭意見陳述録取書に準じ、意見の聴取の結果を記載した書面を作成すること。

14 提出書類等の閲覧等の中立ての取扱い

(1) 審査請求人又は参加人から処分庁等が公安委員会に提出した提出書類等の写しの交付を求める中立てがあったときは、当該申立人に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めること。閲覧の求めの方式についても、同様とする。

- ア 審査請求人又は参加人の氏名

イ 閲覧又は写し等の交付を求める提出書類等

ウ 交付の方法

(2) 写しの交付に係る手数料は、納入通知書により納付させること。

15 裁決書の謄本の作成及び送付の方法

(1) 裁決書の謄本を作成するときは、別紙に「この裁決書は謄本である。」旨を記載するとともに、謄本証明の日付、公安委員会名を記載し、公安委員会名及び各葉の契印に岡山県公安委員会の公印を押印して作成すること。

(2) 裁決書の謄本を審査請求人及び参加人に対して送付する場合は、配達証明郵便により行うこととする。弁明書の副本を送付する場合その他必要な通知を行うために書面を送付する場合もこれに準ずる。

また、裁決書の謄本を直接交付する場合は、裁決書の謄本と引換えに受領書を徴すること。

第3 処分時等の教示事項

他の法令及び条例(以下「他の法令等」という。)に特別の定めがある処分及び裁決時の教示事項は、他の法令等で教示内容が指定されたものを除き、様式の枠外又は別紙を用いて記載することとし、その内容を例示すれば次のとおりである。

1 処分時の教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岡山県公安委員会に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県(代表者岡山県公安委員会)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

2 審査請求前置の場合の教示

この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、岡山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分に対する取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できません。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当の理由のあるとき。

審査請求に対する裁決があった後は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山県(代表者岡山県公安委員会)を被告として、この処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、提起することができません。

3 裁決時の教示事項

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山県(代表者岡山県公安委員会)を被告として、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この期間内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができません。

第4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
審査請求受理簿	監察課	10年
証拠書類等保管簿	監察課	10年

別表第1

審査請求受理簿

[別紙参照]

別表第2

証拠書類等保管簿

[別紙参照]